

騒音・振動関係法令の特定施設早見表(具体的な該当の判断に当たっては、法令本文等を確認ください。不明な場合は市に確認ください。)

特定施設		騒音		振動	
		騒音規制法	印西市環境保全条例	振動規制法	印西市環境保全条例
金属加工機械	圧延機械	≧22.5kW(出力合計)	≧22.5kW(出力合計)	—	≧22.5kW(出力合計)
	製管機械	○	○	—	○
	ベンディングマシン	≧3.75kW(ロール式)	≧3.75kW(ロール式)	—	—
	液圧プレス	○(矯正プレス除く)	○	○(矯正プレス除く)	○
	機械プレス	≧294kN	○	○	○
	せん断機	≧3.75kW	≧3.75kW	≧1kW	≧1kW
	鍛造機	○	○	○	○
	ワイヤーフォーミングマシン	○	○	≧37.5kW	○
	ブラスト	○(ﾀﾞﾌﾞﾙｽﾄ・密閉式除く)	○	—	—
	タンブラー	○	○	—	—
	製びょう機	—	○	—	—
	製てい機	—	○	—	—
	切断機	○(といし式)	○(高速切断機)	—	—
	平削盤	—	○	—	—
	型削盤	—	○	—	—
	研磨機	—	○	—	—
	自動やすり目立機	—	≧1.5kW	—	—
圧縮機・送風機	空気圧縮機(冷凍機を除く)	≧7.5kW	≧3.75kW	≧7.5kW	≧3.75kW
	圧縮機(空気圧縮機・冷凍機を除く)	—	≧3.75kW		≧3.75kW
	冷凍機(エアコン室外機等)	—	≧7.5kW	—	≧7.5kW
	送風機	≧7.5kW	≧3.75kW	—	≧3.75kW
	クーリングタワー	≧7.5kW	≧0.75kW	—	—
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい機、分級機		≧7.5kW	○	≧7.5kW	≧3.75kW
粉砕機	穀物用製粉機	≧7.5kW(ロール式)	○	—	≧3.75kW
	食品加工用粉砕機(穀物用製粉機を除く)	—	○	—	≧3.75kW
	その他の粉砕機(破砕機・摩砕機を含む)	—	○	—	≧3.75kW
繊維機械	織機	○(原動機によるもの)	○(原動機によるもの)	○(原動機によるもの)	○(原動機によるもの)
	紡績機械	—	○	—	—
	編組機	—	○	—	—
	ねん糸機	—	○	—	—
建築用資材製造機械	コンクリートプラント	≧0.45㎡(気ほう式除く)	○	—	—
	コンクリートブロックマシン	—	—	≧2.95kW(出力合計)	≧2.95kW
	コンクリート管・コンクリート柱製造機械	—	—	≧10kW(出力合計)	≧10kW(出力合計)
	アスファルトプラント	≧200kg	○	—	—
木材加工機械	ドラムバーカー	○	○	○	○
	チップパー	≧2.25kW	○	≧2.2kW	○
	碎木機	○	○	—	—
	帯のこ盤(製材用)	≧15kW	≧0.75kW	—	—
	帯のこ盤(木工用)	≧2.25kW	≧0.75kW	—	—
	丸のこ盤(製材用)	≧15kW	≧0.75kW	—	—
	丸のこ盤(木工用)	≧2.25kW	≧0.75kW	—	—
	かなな盤	≧2.25kW	≧0.75kW	—	—
抄紙機		○	○	—	—
印刷機械		○(原動機によるもの)	○(原動機によるもの)	≧2.2kW	≧2.2kW
ロール機		—	○	≧30kW(ｺﾞﾑ練用・合成樹脂用)(ｶﾚﾝﾀﾞｰﾛｰﾙ機除く)	≧30kW(ｺﾞﾑ練用・合成樹脂用)(ｶﾚﾝﾀﾞｰﾛｰﾙ機除く)
合成樹脂用射出成形機		○	○	○	○
鋳型造型機		○(ｼｮｰﾙﾄ式)	○	○(ｼｮｰﾙﾄ式)	○(ｼｮｰﾙﾄ式)
ニューマチックハンマー		—	○	—	—
自動製瓶機		—	○	—	—
ドラム缶洗浄機		—	○	—	—
ロータリーキルン		—	○	—	—
コルゲートマシン		—	○	—	—
重油バーナー		—	≧(重油使用量15ℓ/h)	—	—
天井走行クレーン		—	≧7.5kW	—	—
門型走行クレーン		—	≧7.5kW	—	—
集じん装置		—	○	—	—
原動機(船舶・車両用を除く)	ディーゼルエンジン	—	≧7.5kW	—	—
	ガソリンエンジン	—	≧7.5kW	—	—
自動二輪車による断郊競技施設		—	○	—	—
対象外施設		鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物			

※○印が付された施設は、能力を問わず対象となることを示します。

※騒音規制法の特定施設に該当する場合は、市条例の騒音に係る特定施設の届出は不要です。

※振動規制法の特定施設に該当する場合は、市条例の振動に係る特定施設の届出は不要です。